



技能実習制度とは

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。国際協力という制度の趣旨・目的に反して、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、技能実習は以下のことが定められています。

- 技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならないこと
- 労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと

Advantage キャリアコ事業協同組合の強み



Temp agency

人材派遣の エキスパート

人材派遣で培ってきた実績と経験を技能実習事業にも活かします。またニーズに応じ、技能実習生以外のグローバル人材の紹介も可能です。

Support

きめ細やかな 監理



マニュアル的ではなく、気持ちに寄り添い、きめ細やかな監理を行います。企業様と実習生、双方にとって健全な発展につながる為の役割に全力でコミットします。

Compliance

コンプライアンス重視

外国人技能実習制度の趣旨を理解し、コンプライアンスを徹底することで、受け入れ企業様、技能実習生共に Win Win となり、双方に利益が生まれます。私達はそのためのサポートを惜しみません。



Selection

送り出し機関の 厳選



各国の政府認定機関であり、日本に駐在部署がある機関を中心に厳選しています。適正な送り出し機関を利用することは実習生の失踪防止においても重要です。

受入れ人数枠について

常勤職員数により、技能実習生の受入れ人数枠が異なります。常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれません。

実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数	優良基準適合者
301人以上	常職員総数の20分の1	常職員総数の10分の1
201人～300人	15人	30人
101人～200人	10人	20人
51人～100人	6人	12人
41人～50人	5人	10人
31人～40人	4人	8人
30人以下	3人	6人

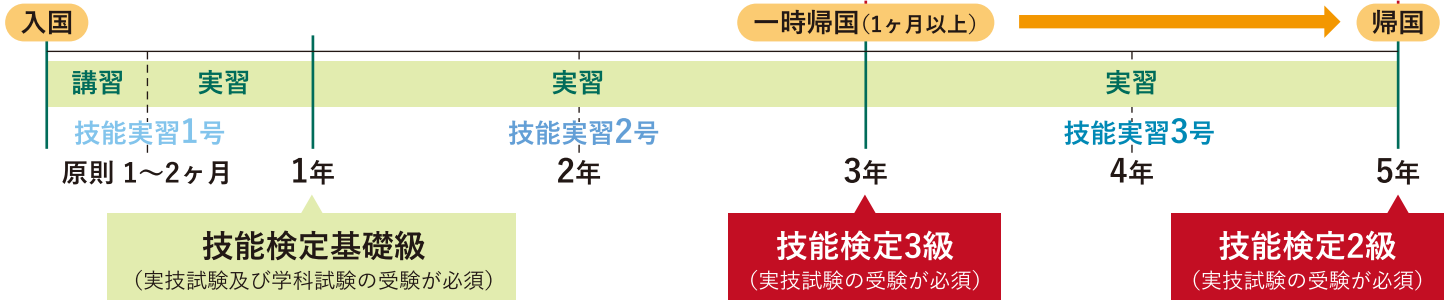
例 従業員30人の企業様が技能実習生の受入れを行う場合、
下図のように3年間で最大9人までの受入れが可能。

年度	1年目	2年目	3年目	4年目
第1期	技能実習1号	技能実習2号	技能実習2号	帰国
第2期		技能実習1号	技能実習2号	技能実習2号
第3期			技能実習1号	技能実習2号
第4期				技能実習1号
受入れ人数	3人	6人	9人	9人

実習期間について

技能実習生は、通常3年間の実習が可能です。

さらに、実習生が技能検定3級に合格し、監理団体及び実習実施者が優良基準適合者の場合は、2年の追加実習が可能です。



受入れ企業様に必要な環境整備

1 社会保険

日本人を雇用する場合と同様に、技能実習生も労働基準法上の労働者に該当します。そのため、技能実習生も社会保険や労働保険に加入させる必要があります。

- 技能実習責任者
 - 技能実習指導員
 - 生活指導員
- の配置 ※1

(※1) 5年の経験のある常勤の役職員

技能実習責任者は講習受講が義務付けられています。技能実習指導員と生活指導員は必須ではありませんが優良要件の為、受講が推奨されます。

3 実習生宿舎・生活用品

宿泊施設は複数人での共同生活が可能です。(6帖部屋で定員2名まで可能) 賃貸契約は受け入れ企業名義で行うこととなっています。また必要最低限の家電やキッチン用品も受け入れ企業が準備します。(購入・リースなど)

受入れから帰国までのフローチャート

技能実習生の受入れについて打ち合わせ

- 企業様へ制度の説明を行います。
- 企業様と技能実習生の要件(国・性別等)を打ち合わせします。

技能実習生の受入れの決定

- 受入れを決定された企業様はキャリコ事業協同組合に組合員として加入していただきます。

組合加入

技能実習計画の作成

- 技能実習計画の作成 1年目の実習計画を作成します。
- 「外国人技能実習機構」への提出書類をご準備いただきます。

送出し国にて技能実習生候補の募集

- 期間：1ヶ月～2ヶ月

現地での面接等による選考

- 企業様と組合の担当者が現地訪問。学科試験、実技試験、面接を行い、実習生を選抜します。(オンラインによる面接も可能です)

雇用契約の締結

技能実習計画の認定

- 「外国人技能実習機構」に実習計画書、雇用契約書等の書類を提出し、実習内容、受入れ体制が適正かどうか審査されます。

現地にて事前教育(約3ヶ月以上)

- 来日前、現地で日本語の学習を中心として行い日本滞在に必要な基礎知識を養います。

在留資格認定証明書の交付申請

技能実習生の出入国手続き及び入国

在留資格認定証明書の交付

研修センターにて初期講習

- 日本入国後1ヶ月は研修センターで初期講習を行います。

初期講習とは

- 警察講習、消防講習の実施。法的保護講習講師養成セミナー受講終了者による法的講習の実施
- ラジオ体操、買い物実体験など

技能実習スタート・雇用契約開始

- ↓ 1年目
- ↓ 2年目
- ↓ 3年目

実習成果の評価

- ①入国後8～10ヶ月後 検定基礎級の受験
- ②実習3年目までに 技能検定3級の受験

実習記録は毎日記載

実習生満了帰国



Interview 受入れ企業様の声



千年エンジニアリング(株) 岡本社長

実習生を受け入れて約14年になります。日本という全く知らない地に希望を持って来る子供を受け入れる為に、企業はしっかりと準備をしないとイケません。その為には監理団体の選定も非常に重要です。実習生が日本を好きになるのか、嫌いになるのかは企業と監理団体に掛かっていると思います。当社では幸い今まで大きなトラブルもなく、実習生と従業員は良好な関係で仕事できています。今後も実習生を継続して受入れ、お互いが向上していく関係性を築ければと思っています。